

アーカイブズ資料利用規則

平成25年5月9日教員協議会決定

(目的)

第1条 この規則は京都大学大学院経済学研究科・経済学部経済資料センター利用規則（以下、「センター利用規則」という）に基づき、京都大学大学院経済学研究科・経済学部経済資料センターが所蔵するアーカイブズ資料の利用に関して定めるものである。

(定義)

第2条 アーカイブズ資料とは、経済資料センターが指定する、主に企業・団体の内部資料や経済・経営に関わる一次資料のことをいう。

(利用)

第3条 アーカイブズ資料は利用者への貸し出しは行わない。

- 2 閲覧は所定の場所で行うこととし、破損などしないよう充分取り扱いに注意する。
- 3 閲覧を希望する者は「利用願」を提出し、経済資料センター長の許可を受けなければならない。
- 4 センター利用規則第6条により、利用の制限を行う場合がある。

(複写)

第4条 アーカイブズ資料の複写を希望する者は所定の申請書を提出する。複写が困難な場合は、写真撮影に限るものとする。

(利用責任)

第5条 このアーカイブズ資料を利用したことにより生じる一切の責任は利用者が負うものとする。

(個人情報の取扱い)

第6条 個人情報の取扱いについては、センター利用規則第11条に準ずるものとする。

附則

この規定は、平成25年5月9日から施行する。